

記者会見要旨

日 時：2019年10月16日（水）午後2時30分～午後3時20分
場 所：太陽生命日本橋ビル8階 第6会議室
出席者：鈴木会長、森本副会長、岳野副会長・専務理事

冒頭、森本副会長から、自主規制会議の状況について、岳野副会長・専務理事から、証券戦略会議等の状況について、それぞれ説明が行われた後、大要、次のとおり質疑応答が行われた。

（記者）

2つ質問させていただきたい。まず、1つ目が、本日の日経平均株価が年初来高値となったが、今後のマーケットの見通しをどのようにみているのか。

（鈴木会長）

ご質問にお答えする前に、今般の台風19号により、亡くなられた方々、怪我をされた方々、そして大変な大洪水によって床上・床下浸水等の大きな被害に遭われている沢山の方々に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧を願いたいと思う。

足元のマーケットを申し上げますと、本日の日経平均株価が2万2,500円台と、年初来高値になっている。NYダウも2万7,000ドル台となっており、最高値の2万7,300ドル台に近付いている。これは、やはり米中の閣僚級協議で農産物購入あるいは通貨政策などで部分的に合意に達し、米中対立による経済の悪化の懸念が少し薄らいだため、年初来高値になったのではないかと思う。しかしながら、米中対立による悪化懸念はまだ残っている状態であり、11月16日、17日にAPEC首脳会議が行われるが、ここで米中の首脳会談が行われて、何らかの形で合意に達すれば、かなり大きなインパクトをもってマーケットは動くだろうと考えている。

ただ、先月OECDが発表した世界経済の見通しによると、実質GDP成長率を引き下げており、2019年は2.9%と、前回予想から0.3%のマイナスになっている。あらゆる国が下方修正されているが、幸いにも日本だけがプラス0.3%となっている。

いずれにしても、米中貿易戦争が経済に影響を落としていることは間違いなく、この辺りの状況によってマーケットは大きく変わるだろうと思っている。

それから、今月後半に各企業の決算が出てくるが、今年3月時点での各企業の決算予想を見ると、前半は良くない、後半は良いという予想が立っていたわけであるが、中間決算で各企業が2020年3月末の決算予想をどのように発表してくるかで大きく違ってくると思う。これも為替でかなり変わってくると思われ、現在、日銀短観の想定為替レートの平均は108円60銭前後ということで、そのあたりの決算予想もそこそこに出てくれば、私は新値を取ると思う。現在PERの倍率が12倍台、日経平均のEPSが1,750円前後であるので、私のイメージでは13倍台を超えてくれば、2万3,500~3,600円台が付いてもおかしくないと思っている。

もう一つは、今年は外国投資家が日本株を相当買ってくるのではないかと予想していた中で、現物は約3兆円の売り、先物は約1兆円の買いと、トータルで売り越している状況を見ると、アベノミクス以来最大24兆円まで買い越していた外国投資家は8月までに全部売り切ったという形になっている。そういうものから見ると、外国投資家が日本株を買う余地はまだあり、割安感がある中で、米中を睨みながらのマーケットになるのではないかとと思っている。PBRが1倍で株価が2万円台なので、そんなに大きく下がることはないと思うが、米中の貿易戦争次第では大きく抜けていく。しかし、ある種の合意が得られるのであれば、マーケットはかなりしっかりするのではないかと。

(記者)

次に、つみたてNISAについて、政府与党で、期限延長についての調整が始まっているかと思うが、それについての率直な感想と、今後の普及拡大に向けた課題、あるいは業界として取り組んでいくことについて教えていただきたい。

(鈴木会長)

そのような報道があったことは承知している。これまで我々も、つみたてNISAの期限延長や恒久化について、特に昨年は強く要望したが取り入れられなかったわけである。現在、つみたてNISAは、証券

会社を含めた全金融機関で約 150 万口座が開設されている。しかも、利用者の 7 割が若者層であり、そして新規の口座開設も 7 割を占めているということで、当初の目的も大いに達成されている。政府与党における来年度の税制改正に向けた作業が本格化するのはいずれからなので、そういった意味で一段と働きかけを強めていきたいと思っている。

また、一般 NISA は約 1,200 万口座あり、つみたて NISA と合わせると約 1,300 万口座に達している。これまでの買付額が一般 NISA のみでも約 16 兆円超にもなっていることをみても、かなり一般国民に浸透してきた制度だと思っている。つみたて NISA、そして一般 NISA を含めた NISA 制度そのものの恒久化、それが一気に難しいというのであれば、期限延長を各方面に積極的に働きかけていきたいと思っている。

(記者)

外為法の改正により、外国投資家が日本企業へ出資をする際に事前届出をしなければならない株式の取得比率が 10% から 1% へ引き下がるということだが、外国人の投資が細りかねないというような懸念も聞こえてくる。これについて、会長の見解を伺いたい。

(鈴木会長)

今回の外為法の改正は、国の安全を脅かすような投資について目を光らせるという観点から行われるとのことであり、米国や欧州も導入している制度だと認識している。そういう意味で、本改正の趣旨は我々も十分理解しており、国会提出に向けて具体的に準備が進められている中で、異議を唱えるものではない。

一方で、ご存知の通り、東京証券取引所の「投資部門別株式売買状況」の昨年のデータを見ると、外国投資家の上場株式の保有割合は約 3 割、売買は約 6 割を占めていることから、外国投資家は我が国の証券市場のメインプレーヤーとなっていることに対して留意が必要であり、外国投資家の不安を払拭するという意味でも、十分な検討・周知といった、関係省庁での然るべき対策が必要になると思っている。

また、今回の法改正は経済の健全な発展に繋がるような対内直接投資等を一層促進しようという目的もあるとのことであり、政府と

しても外国投資家が我が国の上場株式への投資を引き揚げたり、大幅に削減してしまったり、過度に委縮してしまうようなことは避けたいということで、我々と同じ思いではないかと推測する。

関係省庁におかれては、今般の外為法の改正後の運用が、本来の目的を超えて、外国投資家の我が国の上場株式への投資意欲を大幅に削ぎ、株価と金融資本市場、ひいては我が国経済の円滑な運営に甚大な悪影響を及ぼさないよう、万全のご配慮をいただきたいと考えている。

(記者)

配布資料の表紙にも書いてあるが、「プリンシプルベースの視点での自主規制規則の見直しに関する懇談会」について、話し合う内容や何かしらの結論を発表されるのであれば、その目処などについてお話いただきたい。

(鈴木会長)

以前にも話をしているが、これまで当局が様々な規制をしてきた中で、その規制を当協会が細かくルール化してきたところである。当協会では、多くの自主規制規則や細則、そしてガイドライン等を持っているわけだが、時代とともに証券会社各社が取組んでいる行動を妨げているのではないかと思えるようなルールもある。また、常識的にそこまで明記することもないだろうというルールもあり、そういった沢山あるものを点検し、直そうということである。金融庁からも見直すべきものがあつたら考えてほしいという話があり、我々もそれは是非ともという考えで、細部をチェックすることになった。

現在、懇談会のメンバーを決めた段階で、当懇談会メンバー会社の意見を聞いている段階でもあり、会議の開催はこれからというところである。

(記者)

この懇談会のメンバーはどのような属性の方なのか、外部の方なのか専門家なのかということと、まだ会議は開催していないということで、いつ頃始まっていつ頃までに結論を出したいというお考えなのか。

(森本副会長)

昨日の自主規制会議で設置について決議していただき、メンバーについても諮っている。証券会社にも様々な業態があるので、大手、中小、ネット、外資系の証券会社にもメンバーとしてバランスよく入っていただいた。

当懇談会は11月から開催する予定である。当協会の規則やガイドラインは大変数が多く、また意見もかなりある。一度に見直すのは難しいため、優先事項と思われるものを取り上げて、それを春までに検討しようと考えている。

(記者)

グリーンボンドコンファレンスの中で、適格性の確保・強化などが議論になっていると聞いたが、ヨーロッパのタクソノミーに対する議論に対して、若干、日本の中でも懸念があるようである。今後、グリーンボンド、ESG投資が発展していく上で日本の評価・基準はどのようにあるべきだとお考えか。

(鈴木会長)

経団連が、EUにおけるサステナブル・ファイナンスをめぐる動向、特にサステナビリティに関するタクソノミーについて、我が国経済界として懸念を示していることは承知している。

我々が主催したグリーンボンドコンファレンスにおいても、EUのタクソノミーが日本を含むアジアのサステナビリティボンド市場にどのような影響を与えるか、またどのように対応すべきかの議論が行われたところである。その中で、特定の経済活動がサステナブルであるかどうかの判断は、バリューチェーン全体を見通した総合的な評価を行うことが必要であり、企業がESG戦略に沿った事業展開を行っているか否かという観点が非常に重要であるとのことであった。

また、現段階では、各国・地域の発展段階、地理的条件、あるいはエネルギー事情が大きく異なっており、一律のタクソノミーを画一的に適用することは、途上国を含む世界の持続的な発展を妨げてしまう懸念がある。

証券界としては、EUのタクソノミーによって企業のSDGs達成に向

けた活動やイノベーションが阻害されることなく、サステナブル・ファイナンスが拡大するよう、企業のサステナビリティに関する判断基準は、引き続き ICMA（国際資本市場協会）のグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則等に則り、企業の ESG 戦略に沿った活動を評価して参りたいと思っている。

（記者）

市場区分の見直しの議論が再スタートしたところであるが、これに関する重要点はどこにあるとお考えか。

（鈴木会長）

以前から申し上げているところではあるが、東京証券取引所で検討が行われ、今ある 4 市場を 3 市場にしようという案が示されている中で、これから金融庁を含めた検討になっていくわけである。

現在のマーケットを前提として多くのファンド等が作られており、市場構造を簡単に変えてしまうと、かなりの大きな混乱が起こる可能性や、投資家が思わぬ損害を被る可能性もあるので、投資家保護をメインの業務としている我々としては、そういうことがないようにお願いしたいと強く思っている。

（記者）

総合取引所について、商品先物取引業者が大阪取引所において商品デリバティブを扱う場合、特定業務会員として貴協会に入会する必要があるとのことだが、会費の額や入会にあたり適用される規制は決まったのか。また、現在の会員証券会社がどのくらい商品デリバティブを取り扱うかという感触は何かあるか。

（鈴木会長）

会費額は決まっていない。

（森本副会長）

現在、東京商品取引所の商品を取次している会社は 20 数社で、その約半数は既に当協会の会員となっている。残りの 10 数社が新たに

入会する可能性があるが、その大部分が特定業務会員となるだろう。

また、会員証券会社が新たに商品デリバティブを扱うことに関しては、今後徐々にそういった会社が増えてくると思うが、現時点ではそれほど多いとは聞いていない。

(記者)

会員証券会社が今後商品デリバティブを取り扱うかどうかについて、意向調査を行う予定はあるか。

(森本副会長)

それはどちらかというとは日本取引所グループの案件ではないか。日本取引所グループは当然プロモーション等をされると思うし、我々はその結果を受けて、必要な対応をしていくことになるかと思う。

以 上